

ヤマザキ動物看護専門職短期大学におけるコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和5年1月18日

統括管理責任者

ヤマザキ動物看護専門職短期大学(以下、「本学」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動の計画を以下のとおり策定し、実施するものとする。

【コンプライアンス教育】

対象	競争的研究費等の運営・管理に係る全ての構成員
目的	自身が取扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること。
頻度	1年に1回
方法	対面又はオンライン等での研修、説明会

【啓発活動】

対象	全ての構成員	
目的	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること。	
頻度	四半期に1回程度	
方法	会議等の資料の配布 メールや掲示板による情報共有 ポスター掲示 等	
内容	役員	前年度の監事監査・内部監査結果の報告 内部監査結果を踏まえた不正防止計画 <sup>(1)</sup> 、行動規範 <sup>(2)</sup> の見直し コンプライアンス教育・啓発活動の実施状況 等
	管理者 研究者	役員会における議論の内容の共有(不正防止計画、行動規範等) 研究費の執行に関する注意点の周知 相談窓口・告発制度の周知 他機関で発生した不正事例の紹介 研究不正の注意点の紹介 等
	事務職員	役員会における議論の内容の共有(不正防止計画、行動規範等) 研究費の執行に関する注意点 事務手続きの改善の検討 内部監査結果を踏まえた具体的な対応策の検討 等

※ 競争的研究費等により給与・謝金・旅費等の支給を受ける学生等(研究協力者含む)に対しても実施する。

(1) ヤマザキ動物看護専門職短期大学における公的研究費の不正防止計画

(2) ヤマザキ動物看護専門職短期大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範